

**平成27年度における環境の状況並びに  
豊かな環境の保全及び創造に関して講じ  
た施策**

平成 28 年 9 月

大 阪 府



## 目 次

はじめに .....	1
序 章 おおさかの環境の状況 .....	2
第 1 章 計画的な環境政策の推進 .....	14
第 2 章 各分野において講じた施策	
I 府民の参加・行動 .....	18
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築 .....	22
II-2 資源循環型社会の構築 .....	28
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築 .....	33
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） .....	38
～ 良好な大気環境を確保するために ～	
健康で安心して暮らせる社会の構築（2） .....	43
～ 良好な水環境を確保するために ～	
健康で安心して暮らせる社会の構築（3） .....	48
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～	
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進 .....	52
IV その他（横断的施策・事業） .....	58
（参考）新環境総合計画の中期的目標と進捗状況 .....	62
第 3 章 平成 27 年度に講じた施策事業の点検・評価（単年度サイクル） .....	64
<巻末資料>	
環境保全目標 .....	84

## はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第9条の規定により、2015年度（平成27年度）における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、2011年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」（以下「新環境総合計画」という。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

2015年度の府内の環境の状況については、大気環境では光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）は環境保全目標を達成していませんが、二酸化窒素濃度をはじめ長期的に見て改善傾向にあります。また、河川の汚濁指標であるBODについては、環境保全目標を達成できていない水域が一部残っていますが、引き続き改善傾向にあります。

本府では昨年度、環境保全目標の達成・維持に向け、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車対策等による大気汚染物質の排出削減や、微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施のほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策にかかる普及啓発等の取組などを実施しました。また、おおさかスマートエネルギーセンターの運営をはじめとして、新たなエネルギー社会の構築に向けた検討や支援事業、循環型社会推進計画に基づく3Rの推進、産業廃棄物の適正処理の徹底に向けた取り組み等、様々な施策を実施しました。

一方で、府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動を拡大します。また、新環境総合計画を実効あるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」等を活用し、PDCAサイクルによって計画の適切な進行管理を行っていきます。